

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

旭川国民年金 事案630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から同年10月まで

私の年金記録を年金事務所に照会したところ、昭和55年3月から同年10月までの国民年金保険料は還付したという回答があったが、還付の連絡を受けた記憶は無い。

調査の結果、還付の事実が無ければ、私が厚生年金保険に加入していた昭和55年3月から同年9月までの国民年金保険料を還付し、国民年金の未加入期間となっている同年10月を保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、昭和55年3月から同年9月までの期間は厚生年金保険の加入期間、同年10月は国民年金の未加入期間であるとして、国民年金被保険者台帳により、56年4月17日付けで申立期間の国民年金保険料である2万9,690円の還付決議が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和55年10月については、申立人は45年3月に任意加入の申出により国民年金被保険者となり、申立期間の国民年金保険料を納付していることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失時には任意加入の申出は行っていないものの、任意加入を継続する意思を有していたと考えられるなどの特別の事情を有していたものと認められる。このような場合は、社会保険庁（当時）の通知（平成21年12月10日付け庁保発第1210002号）により、任意加入期間が未加入期間とされ、保険料の還付が行われていても、当該厚生年金保険被保険者資格の喪失時に任意加入の申出があったものとして取り扱うこととなっている。

一方、申立期間のうち、昭和55年3月から同年9月までの期間については、前述のとおり厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間では無く、還付金額に誤りも無いなど、申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案 958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A・B工場における資格喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、同社B工場から同社C工場へ転勤した際の昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間が、厚生年金保険に未加入となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る従業員台帳の社内経歴欄の記載、及び雇用保険の加入記録(昭和40年4月1日取得から平成6年6月29日離職まで)から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和54年9月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A・B工場における昭和54年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和54年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務

所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年11月までの期間及び10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年11月まで
② 平成10年4月から11年3月まで

申立期間①及び②当時は学生であったので、国民年金保険料については学生免除の申請を行っており、免除が認められていた。

しかし、国民年金保険料の納付が免除となっている申立期間①及び②の前後の期間と生活状況が変わっていないにもかかわらず、両申立期間の免除記録が漏れており、未納期間となっている。

両申立期間が国民年金保険料の納付の免除期間となるように年金記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時は学生であったので、国民年金保険料については学生免除の申請を行っており、免除が認められていたと主張しているが、申立人から提出のあった大学の在籍期間証明書から、通信教育課程に在籍していたことが確認できるところ、学生に係る保険料免除基準（平成3年1月30日庁保発第2号）では、通信による教育を受ける生徒又は学生は当該基準の対象者となっていないことから、申立人の免除申請の可否は当該基準ではなく、保険料免除基準（昭和49年1月28日庁保発第2号）により判断されていたと考えられる。

また、申立人は、申立期間①及び②の免除記録が漏れており、国民年金保険料の未納期間となっていると主張しているが、当該期間当時の申立人の住所地であるA市の国民年金被保険者名簿の記録及びオンライン記録は保険料の未納期間で一致している上、同市から提出された免除管理の記録

では、当該期間について、申請免除が却下されたことを示す「申免却下」の記録が確認でき、申立人の主張する免除記録が漏れたことにより未納期間とされた状況は確認できない。

さらに、オンライン記録から、申立期間①の直後である平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料は免除期間となっているが、当該期間における免除申請は同年1月23日付けで行われていることが確認でき、免除承認は、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとすることとなっていることから、これら事務処理に不自然な点は見受けられず、申立期間①の保険料が免除されていた事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録から、平成12年6月6日付けで、社会保険事務所（当時）が申立人に対し、国民年金保険料の納付書を作成していることが確認できるところ、申立期間②の直後である11年4月以降については、保険料納付の免除期間となっていることから、当該納付書の作成時点において、未納期間となっていた申立期間②の一部の保険料に係る納付書であったと考えられ、当該期間について、保険料が免除されていたとは考え難い。

その上、保険料免除基準では、その他の事情を考慮して国民年金保険料を免除することができる場合であっても、「当該世帯が（略）住宅・土地などの不動産や著しく高額な動産を取得するための借入金若しくは債務を負担し、これを支払っている等の場合には、当該支払額に相当する金額の保険料負担能力があるものとする。」となっているところ、登記簿謄本から、世帯主である申立人の父親が平成9年1月28日に建物を取得していることが確認でき、父親による建物の取得時期から、社会保険事務所での申立期間②の免除申請の審査に影響が無かったとは考え難い。

一方、申立人の両親から、B社会保険事務所（当時）が申立人の世帯主である申立人の父親宛てに送付した平成8年8月1日付け「国民年金保険料免除申請者文書照会書」及び10年8月19日付けの父親の署名及び押印がされた同社会保険事務所宛ての文書の一部の写しが提出されており、当該文書の内容から、世帯の前年所得では国民年金保険料の免除基準を超えていること、特別な事情があると認められた場合のみ承認することができることとの記載があり、申立期間②について、父親は、同年8月19日付けの文書により同社会保険事務所からの照会に対する回答を行ったと考えられる。

しかしながら、申立人の両親から提出された文書について、日本年金機構C事務センターでは、i) 当時の国民年金法第90条第1項第5号による承認の可否判断を行うに当たり、申請書の内容だけでは判断できない場合等に照会を行っていたこと、ii) 当該文書は保存されていないこと、iii)

申立期間②に関する提出された文書の内容については、免除申請書の申請理由、文書照会の回答内容等を基に判断した結果であると述べており、当該文書の記載では、申立期間②について保険料免除基準に該当していたとの確証が得られない。

また、申立期間①及び②当時の申立人の世帯主であった父親及び住所地が同じであった母親は、当該期間における記憶が明確ではない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案632

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年6月までの期間、5年3月及び8年4月から10年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成3年6月まで
② 平成5年3月
③ 平成8年4月から10年11月まで

私は、会社を退職した後の昭和63年10月頃、将来のことを考えて国民年金に加入した。

申立期間①から③までの国民年金保険料は、私がA信用金庫又は郵便局で納付していたか、母親が金融機関に行く際に私の保険料を納付してもらっており、保険料の納付が遅れた際には、社会保険事務所（当時）の職員の集金によって納付していた。

申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年10月頃に国民年金に加入し、申立人又は申立人の母親が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号（現在、基礎年金番号となっている*）の払出時期は、前後の第3号被保険者資格の事務処理日から、平成5年9月頃と推認でき、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

一方、申立人は、i) 現在基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号のほかに国民年金手帳記号番号があったこと、ii) 国民年金保険料を納付していた強い記憶があることを述べており、申立人から、それに関連する資料として、「市役所の人、家にくる。4冊の年金手帳を1冊にまと

めるように言われる。窓口に行く」と記載されたメモ（以下「メモ」という。）及び年金相談時にB社会保険事務所（当時）で受領した2003年（平成15年）7月17日付けの受付番号票（以下「受付番号票」という。）が提出されており、当該メモについて、申立人は、「20年くらい前のメモだと思う。市役所ではなく、社会保険事務所の人が来たと思う。」と述べている。

しかしながら、日本年金機構C事務センターでは、当該メモの内容について、i)一つの年金制度で複数の記号番号の払出しがある場合、複数の記号番号を一本の記号番号に統合することとなる、ii)オンラインシステム化後に統合処理を行ったものについては、統合処理により取り消した記号番号も記録される、iii)申立人の場合、申立期間②以前に4事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、厚生年金保険の手帳記号番号はいずれも「*」である上、国民年金手帳記号番号の払出しも「*」のみである、iv)複数の年金手帳を1冊にまとめなければならない旨の説明をすることは無く、複数の年金手帳を1冊に統合することを目的として職員が訪問することは考え難いと述べている。

また、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号（*）が払い出された平成5年9月頃までの期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録及び統合処理された記録は確認できない上、このほかに別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、日本年金機構C事務センターでは、受付番号票に記載された2003年（平成15年）7月17日の面談記録は、保存期限が経過したため保存していないと述べており、当該受付番号票から、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを確認することはできない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、平成5年10月から14年1月まで申立人と同居しており、月末に金融機関で電気料などの支払いに合わせて、申立人と母親自身の保険料を納付していた旨主張しているが、オンライン記録から、当該同居期間における母親の保険料は免除期間又は未納期間となっている上、申立人の年金記録と一致していることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料が納付されていた形跡は確認できない。

その上、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料の納付が遅れた際には、社会保険事務所の職員の集金によって納付していたと主張しているが、保険料の納付時期、納付期間及び納付金額についての記憶が曖昧である上、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案633

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から56年3月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から56年3月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

私の国民年金への加入手続は、昭和45年5月頃に、当時交際していた元妻がしてくれた。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私自身で納付した記憶は無いが、国民年金への加入手続をしてくれた元妻及びその後に婚姻した元妻が納付していたので、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和45年5月頃に申立人の元妻が国民年金への加入手続をしてくれ、国民年金の加入手続をしてくれた元妻（以下「最初の妻」という。）及びその後に婚姻した元妻（以下「2番目の妻」という。）が国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和57年4月14日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①のうち、45年5月から54年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間①のうち、昭和55年1月から56年3月までの期間については、2番目の妻により国民年金保険料の納付が可能であったものの、オンライン記録から、2番目の妻の当該期間における保険料は未納となっていることが確認できる上、

2番目の妻は保険料の納付についての記憶は無いと述べており、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の最初の妻は、オンライン記録では所在が確認できないところ、申立人は、「最初の妻は亡くなっている。」と述べていることから、申立期間①における国民年金への加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、2番目の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録から、当該期間の保険料は、i) 時効経過後に納付されたことから、社会保険事務所（当時）において、当該期間の保険料として収納することができず、当該期間は未納のままとしていること、ii) 当該期間の保険料として納付された保険料は過誤納として、昭和62年8月4日付けで当該期間直後の未納であった60年7月から同年9月まで期間の保険料に充当処理が行われていることが確認でき、これら社会保険事務所の一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、2番目の妻は、申立期間②の国民年金保険料の納付についても記憶は無いと述べていることから、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の最初の妻及び2番目の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに最初の妻及び2番目の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から31年6月1日まで

A株式会社には、昭和25年11月に入社してから35年7月まで継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和25年11月1日取得から29年6月1日喪失まで、及び31年6月1日取得から35年7月25日喪失までとされているところ、申立人は、申立期間においても継続して当該事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち、生存が確認でき連絡がついた同僚からは、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことをうかがわせる証言は得られず、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できない上、時期は特定できないものの、申立人は、「A株式会社とは同業種であり、社長同士が懇意にしていたB株式会社の手伝いを何年間かしていた記憶がある。」と回答している。

また、申立人が申立期間と一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた12人について、厚生年金保険の加入記録を調査したところ、7人は申立期間にA株式会社における厚生年金保険の加入記録は無く、そのうちの一人で申立人の厚生年金保険の加入記録と同じ昭和31年6月1日に被保険者資格を取得した記録となっている者は、「自分が勤務したのは厚生年金保険の加入記録どおりである。申立人が勤務したのは自分と同じ時期と記憶している。」と回答している。

さらに、A株式会社は、昭和 56 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の代表取締役や経理担当と思われる者は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月 11 日から 51 年 5 月 1 日まで
② 昭和 51 年 12 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 1 月 1 日から 54 年 5 月 1 日まで

昭和 17 年から 54 年 11 月まで継続して、A株式会社B支店（適用事業所はA株式会社C支店。後にA株式会社D支店に名称変更）で作業員として勤務しており、途中で退社するようなことは一切なかったため、どのような事情で、何回も厚生年金保険を脱退したようになっているのか理由が分からない。

当時、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、給与明細書が残っていないので分からないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間当時のA株式会社B支店（以下「B支店」という。）における厚生年金保険の加入記録は、昭和 50 年 11 月 11 日喪失後、51 年 5 月 1 日取得から同年 12 月 1 日喪失まで、52 年 5 月 1 日取得から 53 年 1 月 1 日喪失まで及び 54 年 5 月 1 日取得から同年 12 月 1 日喪失までとなっているところ、申立人の妻は、申立人が申立期間①から③までにおいても継続してB支店に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時、B支店で勤務していた同僚で連絡が取れた 8 人のうち 6 人は申立人のことを覚えていたものの、申立人が申立期間①から③までにおいてB支店に勤務していたことを確認できる証言等は得られなかった。

また、申立人のB支店における雇用保険の加入記録（昭和 22 年 11 月 1 日取

得から50年11月10日離職まで、51年5月1日取得から同年11月28日離職まで、52年5月1日取得から同年12月29日離職まで、53年5月1日取得から同年12月30日離職まで及び54年5月1日取得から同年11月30日離職まで)は、申立期間③に係る期間を除いて厚生年金保険の加入記録とおおむね一致しており、当該雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間③のうち昭和53年5月1日から同年12月30日までの期間においてB支店に勤務していたことは確認できるものの、申立期間①及び②においては勤務していたことが確認できない。

さらに、A株式会社D支店から提出された申立人に係る社員名簿の経歴欄に、「昭和50年11月10日、願いに依って解職する。」と記載されているところ、同社D支店は、「昭和50年11月10日付けで希望退職(整理解雇)している。当時の担当者は退職しているが、当時、会社の合理化で希望退職者を募ったところ申立人から応募があり、そのように記載していると聞いている。退職後の雇用については、当時の資料が無く確認できない。」と回答しており、申立期間③において、雇用保険の加入記録があるにもかかわらず厚生年金保険の加入期間となっていないことについて、「資料が無いので確認できないが、厚生年金保険と雇用保険の加入は必ずしも一致していない。雇用形態によって、雇用保険のみに加入する者と厚生年金保険も一緒に加入させる者とに分けている。現在もそのように取り扱っている。」と回答している。

加えて、前述の申立人のことを覚えていた同僚6人のうち、申立人と同じ作業員であったとする同僚は、「申立人は戦前からいた方で、大先輩です。合理化で退社し、その後、再就職している。」、運転手だったとする同僚は、「私は運転手で申立人は作業員であった。昭和50年頃から合理化が進められ、真っ先に作業員が人員削減の対象となった。賃金の引き下げや再雇用の方法をとったと記憶している。」、事務員であったとする同僚は、「申立人は退職後、短時間労働の時もあったが、仕事があれば臨時作業員として来ていたと思う。」と回答しているほか、全ての申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年4月2日まで
② 平成2年5月25日から3年4月まで

A株式会社には、申立期間当時の社長に採用され、平成元年4月から2、3年くらい勤務し厚生年金保険に加入していたはずなのに、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間当時の同僚の一人が「申立人は、3、4年くらいは勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間当時、厚生年金保険の加入記録（平成2年4月2日取得から同年5月25日喪失まで）が確認できる期間よりも長くA株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の同僚からは、申立人の勤務期間を特定できる証言等は得られず、A株式会社は、「申立期間当時の厚生年金保険については、亡くなった先代の社長が全て管理しており、当時の取扱いについては不明である。資料も平成7年からしか残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人のA株式会社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。